

論文

なぜ〈給付〉ではなく〈貸付〉をするのか？

——Muhammad Yunus の〈貸付〉論と「市場社会」観の検討¹——

角 崎 洋 平*

本稿は、貧困・低所得者の福祉（well-being）の改善を目的とした資源移転政策²、とりわけ、〈貸付〉³型の資源移転政策と、それを正当化する論拠について検討する。

以下ではまず〈貸付〉を、〈給付〉と対比した上で、貧困・低所得者のための「福祉の改善を目的とする資源移転政策」として位置付け（1節）、代表的な〈貸付〉論者である Muhammad Yunus の言説を検討する（2節）。Yunus の主張の特徴は、〈給付〉に加えて〈貸付〉を実施するのではなく、〈給付〉を否定し〈貸付〉を正当化することにある。本稿が明らかにすることを試みるのは、なぜ、〈貸付〉論者 Yunus は、「〈給付〉とともに〈貸付〉を肯定する」のではなく、「〈給付〉を否定し〈貸付〉をする」のか、という論拠とその妥当性についてである。そのため本稿では、Yunus が想定する「市場社会」観を批判的に検討する（3節）。本稿の目的は、Yunus の主張が含む問題点の検討から、Yunus とは違う、〈給付〉と〈貸付〉の相互関係の必要性を、確認することにある。

1. 福祉を目的とする資源配分政策としての〈貸付〉

本稿でいう貧困・低所得者とは、「健康で文化的な最低限度の生活」に必要な資源（現金や預金通貨などの「貨幣」と、財・サービスなどの「現物」）を入手できない人々を指す。

通常、人は資源を、労働力や生産手段を用いて自然から財を生み出す「生産」、市場での財や労働力との「交換」、家族間の「贈与」などで入手し、それを消費することで、それぞれの福祉的生活、すなわち well-being（善き生）を営む。しかし、生産手段を持たない、労働力や資源の交換の場がない、交換に値する資源を持たない、資源を分け合う家族がいない、などの理由で資源を入手できず、貧困・低所得者となる人は少なくない。

人が貧困・低所得の状態に至る原因は様々である。障害や高齢のため労働力と財との交換が不可能であったり、「女性」であるために社会参加の機会に恵まれなかったり、あるいは不況のために失業や不安定雇用の状態であったり、ということが原因かもしれない。

そうした人々に対する福祉の改善が目的の資源移転政策では、〈給付〉型のものが代表的である⁴。〈給付〉は個人間資源移転であり、「必要（need）」に応じて、資源を一方向的に譲渡する。例として、生活保護などの公的扶助や児童手当などの社会手当があげられる。

一方で、近年、貧困・低所得者の福祉の改善を目的とした〈貸付〉型の資源移転政策が注目を集めている。〈貸付〉は、（他者を媒介とした）個人内資源移転である点で〈給付〉と異なる。〈貸付〉は、将来消費の削減により現在消費（投資）を増大させるという、いわば将来の自分からの「前借り」的機能を持つため、個人内資源移転に分類される。一時的に高額な医療費が必要であるとか、就職に際し身支度の資金が必要であるといった場合に、〈貸付〉を受ければ、〈給付〉を受けることなく、自らの福祉の改善のための資源を入手できる。例として、日本における生活福祉資金貸付制度や、アメリカにおけるサブプライムローン推奨政策があげられるが、中でも代表的なのはバング

キーワード：給付、貸付、自営、市場社会観、ムハマド ユヌス

*立命館大学大学院先端総合学術研究科 2008年度入学 公共領域

ラデシュのグラミン銀行に代表される Microfinance (以下 MF) の取り組みである。

福祉を目的とした資源移転を、「個人間」におけるものと「個人内」におけるものに分けて評価する考え方は本稿のオリジナルではない。例えば Sandomo (1999) は、福祉国家による資源移転政策を「個人間再配分 (interpersonal redistribution)」と「個人内再配分 (intrapersonal redistribution)」に区分して分析している。また、Barr (2001) も福祉国家の機能を、個人間の所得移転を含意する「ロビン・フット機能 (Robin Hood function)」と、個人のライフサイクル内での所得移転を含意する「子豚貯金箱機能 (piggy-bank function)」に分けている。本稿における〈給付〉は、「個人間再配分」「ロビン・フット機能」の典型例であり、〈貸付〉は、「個人内再配分」「子豚貯金箱機能」の典型例である。

それでは、なぜ個人間資源移転である〈給付〉とは別に、個人内資源移転である〈貸付〉を実施するのか。

通常指摘されるのは、完全に資源を譲渡する〈給付〉と比べて、交付した資源の返還を求める〈貸付〉は、資源節約効果を有することである。開発経済学の領域でも、本稿でいう〈給付〉型、〈貸付〉型の資源移転政策の費用対効果分析や、〈貸付〉の資源節約性についての調査・分析が進められている。これらは、〈給付〉や〈貸付〉にかかる費用 1 単位当たりに対する、所得 (または消費) の増加量を調査・分析するが、〈貸付〉は、その意味で資源節約的・費用対効果的であると示されつつある。そうした先行研究として、Khandker (1998)、Schreiner (2003) などがある⁵。

本稿では、このような先行研究の意義を認めつつも、「なぜ〈貸付〉なのか」という問いの「答え」には、「資源節約的 (費用対効果的) な所得増加」を超えた政策構想やそれを基礎づける社会観があると見、その解明を試みる。角崎 (2009) で指摘したとおり、〈貸付〉政策の背景には、一定の構想・意図があるからである。

そこで 2 節以降では、〈貸付〉政策を正当化する理由と、それを基礎づける社会観を確認するため、グラミン銀行の創設者で代表的な MF 論・〈貸付〉論者である Muhammad Yunus の言説を検討する。彼を取り上げた理由は、Yunus-グラミン銀行の〈貸付〉とその構想は、「成功例」として無批判で取り上げられることも少なくなく、批判的検証の余地があるからである。また以下で指摘するとおり Yunus は、〈貸付〉のメリットと〈給付〉のデメリットを見据えた持論を展開しており、検討に値する〈貸付〉観や社会観を有しているからである。

2. Yunus 言説の検討—〈貸付〉と〈給付〉をめぐって

本節と次節では、Yunus の言説を Yunus (1997)⁶、Yunus (1999)⁷、Yunus (2007)⁸ により確認する。彼の著作・講演録・インタビュー等は膨大に存在し、紙幅の制限のため全てには触れられないが、その内容のほとんどは上述の著作と重複している。その内容を詳察することで、彼の〈貸付〉をめぐると言説の全体像をつかむことにしたい。

2-1 「貧困の根絶」と「自営」に対する Yunus の認識

まず、Yunus がどのような「世界」を望ましいものとして見ているのか、ということを確認しておきたい。

Yunus は、「貧困なき世界」または「貧困の根絶」を構築することを、最終的な目的としている。そして、そのような世界を、「あらゆる人が生活に最低限必要なものを自分で手に入れる能力を持つ世の中」(Yunus & Jolis 1997 = 1998: 351) と定義している。彼にとって脱「貧困」とは、(他者の力を借りつつも)「自分の運命を自分で操れるようになる」(Yunus & Jolis 1997 = 1998: 286) ことである。この脱「貧困」観は、福祉の指標として「潜在能力 (capability)」、すなわち「彼／彼女が行いうること、なりうること」(Sen 1985 = 1988: 22) の集合を提唱する Amartya Sen のアプローチと親和的でもある⁹。

脱「貧困」を「自分の運命を自分で操れる」ことと結び付けて評価する Yunus が推奨するのは、「時間がフレキシブル」に使え、「楽しんでいる趣味を利益の上がる仕事に変化させることができる」という「自営 (self-employment、自己雇用)」である。彼は「自営」を、「社会から隔絶されている貧しい人が一歩ずつ自信を獲得するチャンス」(Yunus & Jolis 1997 = 1998: 285-286) を得られるものと考えている。

したがって、自営を推奨する Yunus は、雇用労働等による単なる所得増加の、脱「貧困」効果に懐疑的である。「貧

しい人を助ける役割を果たすのは「雇用」労働「を通じた所得創出」ではなく、仕事と結びついた資本なのである」と主張する（Yunus & Jolis 1997 = 1998: 286）¹⁰。雇用労働のように生活の糧を得るために自分の労働力を商品として売るとは、生活時間の大部分の「使い道」を雇用主の支配下に置くことに繋がる。そうした生活は、「自分の運命」を自分で操ることにはならない、と主張する。

つまり Yunus によれば、「貧困の根絶」のためには自営を支援するべきだ、ということになる。自営すれば、「自分の運命を自分で操れる」のであるから、そのためには、業を営む元手となる資源を与えればよい、と Yunus は考えている。

そこで、自営にとって、どのような形式での資源の交付が望ましいか、ということが問題となるが、Yunus は〈給付〉ではなくて〈貸付〉を、と解答するのである。

2-2 〈貸付〉こそが「貧困の根絶」につながる

自営について〈給付〉よりも〈貸付〉が望ましい理由の一つは、「納税者の負担を最小限」にできるからである（Yunus & Jolis 1997 = 1998: 286）。こうした資源節約的観点からの〈貸付〉正当化論の妥当性については、上述の開発経済学領域の先行研究によって検討されている。ここでは特に、Yunus がさらに踏み込んで、〈貸付〉以外の方法では、そもそも自営や「貧困の根絶」に繋がらないと主張していることに注目する。Yunus は、〈給付〉型の資源移転政策が、政府役人の汚職や地元有力者の不正などで十分に機能していないことについて実例を挙げて指摘している（Yunus & Jolis 1997 = 1998: 42-47, 319）。しかも、仮に汚職や不正がなくても、その方法では、「貧しい人々」の脱「貧困」、生活改善、福祉にはつながらないとも指摘している。このとき彼の念頭にある「貧しい人々」とは、バングラデシュの女性である。

Yunus は、過去に「ナバジユク（新時代）3人農場」という農場経営プログラム¹¹を主導した。しかし、これにより利益を得たのは土地所有者や男性小作人に限られ、女性は性差別的な社会構造のなかで利益を受けられないばかりか、以前より過酷な労働を強いられる結果となった（Yunus & Jolis 1997 = 1998: 104-110）。彼はこの「失敗」から、〈給付〉も含めた単なる所得創出支援では、「最も貧しい人たち」、とりわけその多くを占める女性の生活や福祉を向上させえないことを認識するに至った（Yunus & Jolis 1997 = 1998: 106-107）。

では、これらの女性が「貧困」から脱する、すなわち「自分の運命を自分で操れる」ようになるためには、いかなる資源移転政策が望ましいのか。

第1に、女性に直接資源を交付する必要がある。性差別的な社会構造のなかでは、（通常世帯主として権利義務の主体となる）男性に資源を交付しても、女性の生活改善に繋がらない可能性が高い。第2に、女性がその資源を自分自身のために使わなくてはならない。ただ女性に資源を交付するだけでは、それをそのまま男性に渡してしまう危険性がある。

そのため Yunus-グラミン銀行は、彼女らへ〈貸付〉形式で資源を直接交付する。そして〈貸付〉に際し各支店下の「センター」¹²での集会を通じて、彼女ら自身が「経済主体」、さらには「自分の運命」の主体になりうることを認識させる（Yunus & Jolis 1997 = 1998: 160-163）。例えばグラミン銀行では住宅ローンも取扱うが、その主な借主は女性である。しかも住宅建築資金の〈貸付〉に当たって、建物だけでなく敷地の所有権も男性から女性に移転させる（Yunus & Jolis 1997 = 1998: 163-164）。これは、女性は男性の「従属物」ではないという強いメッセージを放ち、他者そして女性自身の、女性が「経済主体」であるとの認識を強化する。また Yunus は、「運命」の主体である自覚を促すための、貧困・低所得者層の潜在的な「希望」を丁寧に掘り起こす取り組みを紹介し（Yunus & Jolis 1997 = 1998: 256-272）、その「希望」の実現の手段として〈貸付〉を推奨する。

「自分の運命」の主体として他者から扱われず、さらには自身でもそう認識していない、という人々はバングラデシュの女性だけではない。彼女らはそうした貧困・低所得者の「典型例」にすぎない。〈貸付〉は、貧困・低所得者に資源を直接運用させることで、彼／彼女ら自らが「自分の運命」の主体であることを認識させる。「貧困なき世界」を目指す Yunus は、「女性の貧困」という視点から、〈給付〉の客体であるに留まらない、彼／彼女らの主体的な脱「貧困」の在り方を構想している。

2-3 〈給付〉は人を墮落させる

Yunus は〈貸付〉を貧困・低所得者が「自分の運命」を自分で操る契機になるとして評価する。ではそれは、〈給付〉では達成できないのであろうか。Yunus の主張は、達成できない、とするものであることを既に 2-2 で見た。加えて Yunus は、〈給付〉そのもののデメリットも指摘する。Yunus の最も直截な〈給付〉批判は以下である¹³。

給付をすることは、彼ら〔貧しい人たち〕の抱えている問題を無視し、ただ彼らを墮落させるだけだ。(中略)
給付をすることは彼らをますますみじめな立場にし、やる気や、もっと大切な、自尊心を奪ってしまうのである。
(Yunus & Jolis 1997: 275-276 = 1998: 279)¹⁴

Yunus は、〈給付〉が人々の「自尊心」「尊厳」を奪うと批判する。これは単に「資源節約的な所得増加」や費用対効果といった観点からの批判ではない。何らかの積極的活動が可能な人が、〈給付〉によってそうした活動をなさずに生活する(生活できる)、という状態を「墮落」として批判している¹⁵。

Yunus はそうした積極的活動が可能な人の範囲を、単に「健康で丈夫な人」にとどまらず、かなり広く捉えている。これまで障害を持った「物乞い」は、経済活動に不向きとされ、〈給付〉的な支援の対象に過ぎなかった。しかし Yunus-グラミン銀行は、物乞いするために各戸を回れるなら、同時に「訪問販売」という活動ができるはずだと考え、訪問販売を営むための資金を〈貸付〉する(Yunus & Weber 2007=2008: 120-121, 368-369)¹⁶。

また、その範囲には、「年老いた人」など〈給付〉的施策の対象とされる人も含まれる。Yunus は、「福祉国家」では〈給付〉的施策により、「年老いた人々が、尊厳や自信を奪われた状態で暮らしている」とする(Yunus & Jolis 1997 = 1998: 311)。年老いた人であっても〈貸付〉などによって「チャンスを与えられさえすれば、何かやりがいのある行動をすることができ」、彼/彼女¹⁷らを単なる〈給付〉の対象者とすることは、「残酷で、尊厳を失わせ、不健康である」と断じている(Yunus & Jolis 1997 = 1998: 311)。

こうした Yunus の主張は、〈貸付〉論者の中でも際立っている。例えば管(2008、2009)は、「自分の能力を活用できる層」と「自分の能力を活用することが難しい層」に峻別して、前者には〈貸付〉的政策を施すことを推奨する一方で、後者には生活保護などの〈給付〉的政策が必要であると説いている。戦前の日本で〈貸付〉型社会政策を推奨した井関(1938)においても、〈貸付〉では支援しきれない一定の階層の存在を認めている。Sacks(2005)も MF の取り組みを評価してはいるが、貧困・低所得者向け資源配分政策の多くを〈貸付〉型のものに代替すべきと説くものではない。

Yunus の主張の特徴は、従来「自分の能力を活用することが難しい」と考えられてきた人々の多くが、実は「自分の能力を活用できる」人なのだ、とするところにある。そして彼は、「自分の能力を活用できる」層を、〈給付〉がなくても自分の力で生活できる(その可能性が十分ある)層と捉え、それを〈給付〉ではなくて〈貸付〉をする論拠としている。

3. Yunus 言説の理論的前提—Yunus の「市場社会」観

3-1 市場社会で自営することと、その困難

以上、Yunus が〈給付〉型の資源移転政策ではなくて、〈貸付〉型の資源移転政策を推奨する理由を検討してきた。

Yunus によれば〈給付〉と〈貸付〉は、人を客体的にするか/主体的にするか、という点において対立的なものである。彼が〈給付〉政策を批判する最大の理由は、人を資源を受け取る客体にしてしまい、社会への積極的な参加の意欲や、自分が「自分の運命」の主体であるとの認識を喪失させ、「墮落」させる、と考えるからである。その前提には、彼が、「自分の能力を活用」できる人々をかなり幅広く捉えていることがある。それに対して彼が〈貸付〉を評価する理由は、〈貸付〉により行われる自営が、自らの「行ないうること、なりうること」に対する潜在的「希望」に基づいて、「自分の運命」を主体的に操る契機となるからである。

〈貸付〉により行われる自営とは、(他者に雇用されることなく)自己を雇用し、自らの判断で財やサービスを生産し、それを商品として販売し利潤を得ること、すなわち市場社会に自律的に参加し、利潤を得べく活動するこ

とである。ここでいう「市場社会」とは、端的に、社会で提供される財・サービスのほとんどが「商品」として取り扱われる社会、を指す。われわれが生活する現代社会、そして Yunus が活動の対象とするとする現代社会は、こうした意味で「市場社会」である。

しかし、彼／彼女らが〈貸付〉を受け自営したとしても、市場社会で評価されなければ、「生活に最低限必要なものを自分で手に入れ」られない。つまり、彼／彼女が生産した財・サービスが他者にとって「使用価値」を持つものとして評価され、商品として扱われ、購入され、利益をあげる必要がある。しかも、「市場で利益をあげる」ことは、自営者が市場で「生活に最低限必要なものを自分で手に入れ」、「自分の運命」を自分で操るための必要条件の一つでしかない。そのための必要十分な条件とは、「利益」がその人の「生活に最低限必要なもの」の入手のための貨幣量、いわば「生活維持可能」な貨幣量を上回っていること、である。したがって、福祉を目的とした〈貸付〉型資源移転政策は、貧困・低所得者を市場社会に組み入れるものであり¹⁸、そこで彼／彼女らが「生活維持可能」水準以上の利益を上げられることを想定しているものである。

そのために期待される「市場社会」とは、①貧困・低所得者であっても差別を受けることなく市場参加できる社会であり、②貧困・低所得者の提供する財・サービスが、彼／彼女が生活を営むのに必要な貨幣と市場で「交換」できる社会である。それが保証されなければ、市場参加者が市場で「自分の運命」を操ることは困難である。はたして、Yunus- グラミン銀行が活動するバングラデシュの市場社会は、これら二つの「前提」を充たしているといえるのだろうか？

いくつかの先行研究は、そのことに疑問を投げかけている。イスラム教国で女性の社会進出について障壁の多いバングラデシュでは、女性が自営できる業種は限定される。藤田（1998）の指摘によれば、「伝統的」に女性が担う業種、すなわちコメ加工・魚網の製造など内職的な手工業の収益率は極端に低い。社会的な制約が強いなかで、採算の取りやすい業種への参入機会から排除されたままでは、女性の経済的機会や社会的機会が拡充されているとは言い難い。また Goets & Gupta（1998）では、名目上は女性の使用のためにグラミン銀行が〈貸付〉しても、上述の「センター」での指導にも関わらず最終的には男性が使用したり、経営の実質的な主導権を男性が握ったりということが多く指摘されている¹⁹。

これらが事実であるならば、バングラデシュの市場社会では、① 貧困・低所得の状況にある女性に対して、公平に参加機会が開かれていないし、② 市場に参加したとしても、女性のような不遇な人々にとって（低収益率の業種にしか参加できないのであるから）十分な利益をあげることが非常に困難である、ということになる。したがって、彼女らが〈貸付〉を受けたとしても、バングラデシュの市場では「自分の運命」を自分で操ることは困難なままである。

このため、そもそもグラミン銀行の〈貸付〉が、貧困・低所得者の自営に繋がっているかどうか疑わしいとする調査報告も存在している。例えばバングラデシュのある農村で、グラミン銀行からの〈貸付〉資金の使途調査を行った上述の藤田（1998）によれば、〈貸付〉（general loan）を、自営の商業活動に使っている者は全体の36%、農工業に使っている者は全体の19%にすぎない。その他の〈貸付〉金は、消費や旧債返済に充てられたり、転貸されたりしている。また、同じ村の世帯員職業調査では、グラミン銀行のメンバーが含まれる世帯に、自営の商工業活動の従事者が含まれる割合は、わずか26%であるという。

自営が、彼女（彼）らの「自分の運命」を操ることに繋がらないのであれば、当然〈貸付〉を受けて自営をしようというインセンティブそのものも欠くものになる。バングラデシュにおける自営の困難は、市場社会と〈貸付〉が常に人の「自分の運命」を自分で操る可能性を開くものではないことを示唆している。

3-2 Yunus の「市場社会」観

かかる問題について、Yunus も決して気づいていないわけではないであろう。だが、Yunus はそれでもなお、以下のような「市場社会」についての持論を展開する。

どういうわけか一般的に資本主義経済というのは、欲望のみを燃料として動くものだと信じられている。これは疑う余地のない予言と受け取られている。最大限の利益をあげた人だけが市場に参加する資格を与えられ、

自分の運を試すことができる〔と信じられている〕。利益をあげることにそれほど関心のない人は市場から離れ、非難の目を向けながら、新しい道を探し続けるのだ。

(中略) しかし、そうするばかりでは、なぜ自分からものごとを変えようとならないのか、自らも市場に加わって、ものごとをよりよくしていこうとならないのかを正当化することができない。民間部門は政府の所有物ではなく、誰に対しても開かれた存在である。利益を稼ぐことに関心のない人に対しても、同じように開かれているのである。(Yunus & Jolis 1997 = 1998: 280)

Yunus が期待を込めて想定する市場社会は、「利益をあげない者にも開かれた市場」社会である。彼は、人は、「利益を追求したい」という欲望と同じくらい強い「人間と地球のために良いこと」への関心を持つと指摘する。そして、市場にはそれを評価し、それを持つ人を参加させていく余地があると見ている (Yunus & Jolis 1997 = 1998: 281、Yunus & Weber 2007 = 2008: 81-82)。同時に Yunus は、市場参加者が「利益を追求したい」という以外の、例えば「人間と地球のために」貢献したいという欲望を持っているならば、「利益を追求」することを第一とする市場は変わるとする。確かにその可能性は否定できない。なぜなら市場参加者の選好関係が変化すれば、市場における結論も異なるからである。

もちろん、市場における結論を規定するのは参加者の選好のみではない。市場参加者が、市場での交換に値する資源をどれだけ持っているのか、その資源を生産する能力がどれだけあるのか、そしてそのための生産要素をどれだけ有しているのかによって異なる。いわば参加する一人ひとりの置かれた社会的・身体的境遇によって異なる。だが Yunus は、〈給付〉的手法では人を、資源を受ける客体にしてしまい、「自分の運命」を自分で操ること = 貧困から脱却することには繋がらない、と考えている。「墮落」に繋がるとも批判する。そうした理由からか Yunus は、市場参加者が〈給付〉を受けること、すなわち社会的・身体的境遇の個人間較差を個人間資源移転により是正することを否定的に捉える。Yunus はあくまで、そうした市場参加者の、参加前の社会的・身体的境遇の差を是正せずとも、人々の選好を変化させることによって、市場が「利益をあげない者にも開かれた」ものになる、と考える。

3-3 Yunus の「市場社会」観についての批判的検討

Yunus がこのように考えるのは、自ら行ってきたグラミン銀行をはじめとする、いわゆるグラミン・ファミリーの事業が、利益追求を第一の目的とせずともこれまで存立してきたことの自負からである (Yunus & Weber 2007)。実際にグラミン・ファミリーの諸企業の多くが成功しており、これらの企業の多くは、金融「市場」において「評価」され、事業開始に必要な資金を調達できている。このこと自体はもちろん賞賛にあたいする。しかし指摘しておかなければならないことが2点ある。第1に、「利益追求を第一の目的としない」ことと「利益を一定水準あげなくてもよい」ことは異なる、ということである。第2に、金融市場で「評価」され資金調達できたとしても、それは商品「市場」で評価されなくてもよい、すなわち財・サービスの販売によって利益をあげなくてもよい、ということにはならない、ということである。

3-1 で見たように、Yunus の〈給付〉を否定した上での〈貸付〉推奨政策は、十分に成果をあげているように思えない。社会的に不遇な立場のバングラデシュの女性は、利益率の高い産業に参加する機会から排除されている。社会的不公平さの是正なしに、〈貸付〉により男性中心の市場社会に参入させても、女性は十分な利益を確保する機会を得ることはできず、ディーセントな生活を送る機会から排除されたままである。

加えて、高齢者や障害者など身体的な不遇を抱える人々が、〈貸付〉を受け市場に参加し、自らの「生活に最低限必要なもの」を手に入れることは、そうでない人と比べて一層困難であることも容易に想像できる。なぜなら身体的な境遇の差が「生活維持可能」水準に影響を与えるからである。Sen (1985) で指摘されるように、「財」を「機能」に変換する能力は個人間で較差がある。仮に形式的に平等な「財」が与えられても、そうした差異があるなら、達成される「機能」に格差が生じる。逆から言えば、平等な「機能」の達成に必要な「財」は多様であり、「生活維持可能」な「財」や貨幣の量も異なる。例えば、高齢者の生活には質・量ともに充実した医療が必要とされ、障害者の生活には様々な道具やケアが必要となる。そのために必要な貨幣量は、当然、高齢者や障害者でない人の「生活維持可能」な貨幣量よりも多くなる。したがって自営者が直面する、「生活維持可能」分岐点売上高についていえば、

高齢自営者や障害を持つ自営者の分岐点売上高は、(他の条件が全く同じであっても) そうでない人よりも高くなる²⁰。

Yunus の主張の問題は、2 - 3 で確認した、「自分の能力を活用」でき、積極的活動が可能な人々をかなり幅広く捉えていること自体にあることは明らかである。多様な人々の社会的・身体的境遇の差を超えて、女性であっても、障害者であっても、高齢者であっても、広く社会への積極的参加と貢献の機会を与えようとする Yunus の観点は、これまで社会から排除されてきた人々を、社会に包摂していこうとする点で評価に値する。しかし、だからといって、個別の人々の社会的・身体的差異を等閑視してよいことにはならない。上述でみたように社会的・身体的境遇の差は、彼／彼女らが「自分の運命」を自分で操るための「生活維持可能」水準の高低に影響を与える。社会的・身体的に不遇な人は、そうでない人よりも多く利益を上げなくては市場社会で生活を維持できない。社会的・身体的に不遇な人が努力して高い利益をあげる、ということは「立志伝」としては素晴らしいことかもしれない。しかしそうだとすると、彼／彼女が社会的・身体的に恵まれている人よりもいっそう努力しなければ、ディーセントな生活を送ることができないとするならば、それはやはり公平な社会制度といえないのではないか。〈貸付〉という個人内資源移転政策のみで、そして単に市場参加を促すのみで、そうした社会的・身体的境遇の個人間格差がもたらす不公平を、是正することにはならない²¹。

おわりに

本稿では、Yunus の〈貸付〉正当化の論拠を、〈給付〉との対比により明らかにした上で、〈貸付〉が「自分の運命」を自分で操る契機となるために前提となる「市場社会」観について検討してきた。彼は〈給付〉を「墮落」を促すものとして否定し、市場参加者が、市場での選好を変えるだけで(もしくは「人間と地球」のことを第一に考える人が市場に参加するだけで)、市場が、「利益をあげない者にも開かれた」ものになるとした。こうした主張の前提となるのは、Yunus の、「自分の能力を活用」できる人々を障害者・高齢者も含め広く捉える考え方であった。

しかし同時に、こうした「自分の能力を活用」できる人々を幅広く捉える考えは、さらなる問題を惹起する要因になっている。市場は、そのみで、女性に対する社会的不公平を是正し、障害者らに対する配慮を適切に行うものではない。そうした市場社会に、〈貸付〉により強制的に参入を促すことは、彼／彼女らをより困難な境遇に追い込む危険性を持つ。

Yunus 自身の〈貸付〉論が、実際の経済社会で妥当性を欠くことは、本稿で示してきたとおりである。しかし本稿の目的は、Yunus の〈給付〉論・〈貸付〉論を、実証的でない／理論的でないと安易に棄却することにはない。なぜなら、社会的に排除されてきた人々に〈貸付〉し「自営」といった積極的活動の機会を与え、彼／彼女ら自身が「自分の運命」の主体であると認識させる彼の構想や実際の取り組み自体は、評価に値するものであるからである。また、上述のような「利益をあげないものにも開かれた市場」観はナイーブで問題点をはらむ反面、非営利組織や社会的企業の在り方や可能性を探るという視点からは、論争的ではあるが魅力的で検討の余地があるからである。

このような Yunus の意図をくみ取りつつも、差異のある一人ひとりの個人に、公平な市場参加の機会を与えるために、個人間のそうした差異を是正する仕組みも考慮しなければならない。(Yunus が懸念するような)「墮落」を、促進しない〈給付〉の制度設計と同様に、それに加えて(〈貸付〉のみならず)〈給付〉自体を正当化しようするような規範理論も必要とされる。市場社会で、幅広い人々が「自分の運命」を自分で操るためにも、Yunus のように〈給付〉を〈貸付〉と対立的にとらえるのではなく、〈給付〉と〈貸付〉を政策的に連携させていく方法を構想していくことが求められる。それは、Yunus の理想とする「自分の運命」を自分で操ることと結びつけた「貧困なき世界」の実現のためにも必要なものに思われる。具体的な制度の詳細な検討や提言は、慎重に行っていく必要があり、本稿以降の筆者の課題の一つである。しかしその時必要となるのは、〈貸付〉のメリット／デメリットと、市場社会の可能性と限界を踏まえた上での、〈貸付〉と〈給付〉の相互補完である、ということまでは本稿の結論として指摘することができる。

註

- 1 本稿は、7月18日法理学研究会での報告「社会福祉政策における〈貸付〉の配置——ユヌス・ベンサム・井関孝雄」を基に、ユヌス (Yunus) に関する記述を中心に改稿したものである。その際、参加者から得たコメントは改稿の指針となった。記して感謝の意を表したい。なお、いうまでもないことであるが、本稿に含まれるであろう誤りの責任は、すべて筆者に帰すものである。
- 2 「福祉の改善を目的とした資源移転」とは、社会福祉学と経済学にまたがる問題領域である。坂田 (2003) はかかる領域について、社会福祉学の立場から資源移転 (配分) を研究した我が国における先駆的な業績の一つである。本稿もこの研究から多くの着想を得ている。しかし坂田は、社会福祉学における資源移転の論点を「割当 (配給, rationing)」に限定し、反面、市場による資源移転を経済学固有の論点として取り扱わない。本稿は、坂田と同様に福祉を目的とした資源移転政策を取り扱うものであるが、関心を「割当」に限定するものでも、市場に限定するものでもない点で坂田の研究と異なるものである。そもそも、塩野谷 (2006) が Adam Smith や Lionel Robbins など踏まえながら適格にまとめているように、「経済」とは「人々の欲求に対して、それを充足する財貨・サービスを提供するために、社会全体として資源配分を行うこと」である。とすれば、経済学はその関心領域の重心を市場に置くことはあったとしても、その関心を市場に限定する必要はない。すなわち、本稿で行われる「福祉の改善を目的とした資源移転」の研究とは、かかる「経済学の問題関心を、社会福祉学の問題関心と結びつける一つの試みである。
- 3 以下本稿では、「貸付」は「〈貸付〉」、「給付」は「〈給付〉」と記述する。本稿でこのようにするのは、後に本文で説明するように〈給付〉と〈貸付〉を「個人内資源移転」と「個人間資源移転」として明確に区別するからである。日常用語においては、「貸付」金の「給付」、「給付」金の「貸付」などとしてあまり区別されずに用いられることもあるため、あえて山カッコで囲んである。
- 4 〈給付〉と (すぐ後で説明する) 〈貸付〉の他に、貧困・低所得者向け資源移転政策として「保険」があるのではないかと指摘されるかもしれない。しかし、「保険」とは原則的に、保険料の「拠出義務」を履行してこそ「受給権」が得られるものである (加藤・菊池・倉田・前田 (2007: 21-26)。本稿が対象とする貧困・低所得者とは、現在時点において「健康で文化的な最低限度の生活」を送るための資源を欠いている人であるから、将来時点の事故に備えて保険料を拠出する余裕があることは考えにくい。したがって「保険」は本稿で言う貧困・低所得者向け政策には該当しない。本稿が対象とする彼／彼女らは、日本で言えば国民健康保険料や国民年金保険料を払いたくても払う余裕のない人々のことを指す。とはいえ、各国の制度によっては、保険料「拠出」なく「受給」できる場合もある。本稿では、その場合は「保険」というよりも、社会保険制度の枠組みを利用した〈給付〉として区分しておく。
- 5 しかし一定の研究が蓄積されつつあるとはいえ、まだ貧困・低所得者支援策として〈貸付〉が「費用対効果的」と断定できるには至っていない。なぜなら、モンゴメリ・ワイズ (2004) も指摘するように、貧困層のクラス分け (極貧層と比較的所得のある層か、自営業世帯か (雇用) 労働者世帯かなど) を明確に行うことがいまだ困難であるため、「すべてのクラスの貧困層にとって〈貸付〉が有効なのか」を確定できないのである。
- 6 Yunus の自伝。グラミン銀行の設立経緯と展開だけでなく、彼の幼少期やアメリカ留学時・バングラデシュ独立運動での経験や、彼の MF 論についても詳しく記述されている。原著はフランス語。
- 7 Yunus の自伝。内容は Yunus (1997) と比べ、Yunus の MF や貸付をめぐる考え方についての記述は少なく重複も多いものの、Yunus (1997) 以降の出来事の記述、とりわけ 1998 のバングラデシュ大洪水時の対応とその後のいわゆる「グラミン II」についての記述がある。原著は英語。
- 8 Yunus の最も新しい著作。MF についてのみならず、最近の「グラミン・ファミリー (Grameen Family)」と呼ばれる関連事業の展開について詳しく記述されている。また彼の「ソーシャルビジネス論」についても述べられている。巻末には彼のノーベル平和賞受賞時の講演録も掲載。原著は英語。
- 9 MF の実践を「潜在能力」アプローチから評価する研究として、松井・坪井 (2005)、坪井 (2006) がある。
- 10 ここでいう「資本」とは、経済活動の「元手」となるような蓄積された (貨幣などの) 資源のことを指す。以降、「資本」という言葉の意味については、本稿本文においてもこの意味において用いる。
- 11 Yunus が 1976 年に始めた一種の農場経営施策。「3人」というのは、土地所有者と小作人と費用提供者 (Yunus) が協力して農場経営にあたることからつけられる。農場から得られる利益は3者で等分される。
- 12 「センター」とは、グラミン銀行のいわゆる「5人グループ」を8つ集めた集団で、グラミン銀行の支店の下部組織にあたる。ここではグラミンの〈貸付〉業務に直接関係することだけではなく、メンバーである女性同士で情報交換がなされたり、「16カ条の決意」と呼ばれる生活改善に向けた決意 (例えば、家族の人数をなるべく増やさないようにするとか、子供に教育を受けさせるとか、持参金を要求しないとか) の復唱がなされたりする。「センター」及び「16カ条の決意」の活動については、Yunus 自身の言説の他には坪井 (2002) が詳しい。
- 13 同様の表現は、Yunus & Weber 2007: 115 = 2008: 192 などでも見られる。
- 14 一部訳文を変更している。亀甲カッコ内は引用者による補足。以下の引用文において訳文を変更している場合は、原著と邦訳書のページの両方を記載し、訳文を変更していない場合は、邦訳書のページのみを記載する。

- 15 ただし留意すべきなのは、Yunus が批判するのは、あくまで〈給付〉の結果としての「墮落」であるということである。彼は、よく言われるように貧困・低所得の原因として「墮落」を位置づけはしない (Yunus & Jolis 1997 = 1998: 37)。むしろ彼は、貧困・低所得の原因が、彼／彼女ら自身にあるという見解を厳しく批判している (Yunus & Weber 2007 = 2008: 100)。Yunus は、貧困・低所得者が経済活動の機会に恵まれていないことを指摘し、機会の不平等を造り出した社会の責任を説く (Yunus & Jolis 1997 = 1998: 299-300)。「貧困を博物館に (putting poverty in museums)」 (Yunus & Jolis 1997 = 1998: 298-300, Yunus & Weber 2007 = 2008: 345-360) という彼の主張は、「貧困なき世界」 (Yunus & Jolis 1997 = 1998: 351-353, Yunus & Jolis 1999: 261-262) の構築を目指す彼のスタンスを明確に示している。
- 16 こうした Yunus- グラミン銀行の取り組みについての研究として松井・坪井 (2005) がある。
- 17 本稿においては、男性も女性も含まれる 3 人称代名詞として「彼／彼女」を使用する。ただしグラミン銀行のメンバーのように、男性も排除されていないが、ほとんどが女性である場合は例外的に「彼女 (彼)」と表記する。
- 18 MF のような「貧しい人」を市場に組み入れようとする政策を、生活福祉資金貸付制度やアメリカでの「低所得者向け個人口座」制度と同様に、「市場を補完する所得政策」 (後藤 2009: 168-169) として分類することが可能である。
- 19 本稿は、MF の効果が全く見込めないと主張するものではない。本文で示した事例とは別に、MF が女性の境遇改善に繋がったとする調査も存在する。例えば坪井 (2003, 2006) は、女性への〈貸付〉が、彼女の家庭内での発言力の増加につながることを指摘し、有川 (2001) は、MF のような〈貸付〉を受けた世帯では、受けていない世帯と比較して家庭内暴力の発生頻度が低下することを指摘している。(まだ十分ではあるとは言えないにせよ)「女性の人権」という観点からは、〈貸付〉の一定の効果自体は否定しえないのである。しかし、左記にも関わらずわれわれが留意すべきなのは、それでもなお、女性の見過ごせないほどの社会的不遇さは本文の調査結果が示すとおり、残っているということである。
- 20 この「分岐点」を超えるための売上高は、以下のように示すことができる。すなわち、売上高を X 、変動比率 (原価率) を v 、固定費用を FC 、「生活維持可能」な貨幣量を S とするなら、
- $$S \leq X(1 - v) - FC$$
- が成り立つことが「生活維持可能」条件であり、そのための「生活維持可能」分岐点売上高 X^* は、
- $$X^* = (S + FC) / (1 - v)$$
- となる。このとき X^* は S が常に正であるため、損益分岐点売上高 $FC / (1 - v)$ より常に大きい。本論で指摘しているのは、仮に他の生産条件 (固定費用 FC や変動比率 v) が同じであっても、障害・高齢者の S が高いため、彼／彼女らが生活維持のために乗り越えなければならない分岐点売上高は、そうでない人よりも高くなるということである。
- 21 Yunus はかかる問題に全く耳を傾けないでいるわけではない。彼自身も〈貸付〉のみで貧困・低所得者の問題を解決できるとは言っていない。子供に教育を受けさせることの重要性も理解している (Yunus & Jolis 1997 = 1998: 314)。しかし彼は〈貸付〉が脱「貧困」の不可欠な基盤であることを疑わない (Yunus & Jolis 1997 = 1998: 315, Yunus & Weber 2007=2008: 136-137)。また、彼の全著作中において〈給付〉などの他の資源配分政策についての懐疑的な姿勢を崩していない。やはり彼は〈貸付〉を「万能薬」とまでは主張しないが、かなりよく効く「特効薬」として認識していることは間違いない。(そして〈給付〉については「副作用の多い薬」と認識し、処方をお勧めないだろう。)

参考文献

- 有川志野 (2001) 「マイクロクレジットが『女性に対する暴力』に与える影響についての考察——バングラデシュ農村の経験から」『アジア女性研究』10号, 1-5
- Barr, N. (2001) *The Welfare State as Piggy Bank: Information, Risk, Uncertainty and the Role of State*, Oxford: Oxford University Press (= 2007, 菅沼隆監訳『福祉の経済学——21世紀の年金・失業・介護』光生館)
- 藤田幸一 (1998) 「農村開発におけるマイクロ・クレジットと小規模インフラ整備」佐藤寛編『開発援助とバングラデシュ』アジア経済研究所
- 藤井良広 (2007) 『金融 NPO——新しいお金の流れをつくる』岩波書店
- Goetz, A. M. & R.S.Gupta (1996) "Who Takes the Credit? Gender, Power, and Control over Lone Use in Rural Credit Program in Bangladesh," *World Development*, Vol24, No.1, 45-63
- 後藤玲子 (2008) 『福祉と正義』東京大学出版会
- (2009) 「所得政策と福祉政策」社会福祉士養成講座編集委員会『現代社会と福祉——社会福祉原論』中央法規, 166-169
- Hudson, K. (1982) *Pawnbroking: An Aspect of British Social History*, London: Bodley Head (= 1985, 北村信也訳『質屋の世界』リポート)

- 井関孝雄 (1938) 『庶民金庫の解説』 硯書房
- 角崎洋平 (2009) 「庶民金庫の貨幣貸付に対する『潜在能力』アプローチ——グラミン銀行との比較における考察」『コア・エシックス』(立命館大学) 5号, 59-70
- 菅正広 (2008) 『マイクロファイナンスのすすめ——貧困・格差を変えるビジネスモデル』 東洋経済新報社
- (2009) 『マイクロファイナンス——貧困と闘う「脅威の金融」』 中央公論新社
- 加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子 (2007) 『社会保障法 [第3版]』 有斐閣
- Khandker, S. R. (1998) *Fighting poverty with microcredit : experience in Bangladesh*, Oxford: Oxford University Press
- 国民生活金融公庫総合研究所 (2003) 『2003年度版 新規開業白書——自ら働く場を創造する新規開業者』 中小企業リサーチセンター
- 松井範博・坪井ひろみ (2005) 「物乞いの組織化によるエンパワメント——グラミン銀行『物乞自立支援プログラム』」『東亜経済研究』 64巻1号, 17-26
- モンゴメリ、ヘザー・ジョン ワイス (2004) 「マイクロファイナンスの費用対効果とターゲティング」『アジア研ワールドトレンド』 106号, 24-27
- Sacks, J. D (2005) *The End of Poverty: How We Can Make It Happen in Our Lifetime*, Londpn: penguin (= 2006, 鈴木主税・野中邦子訳『貧困の終焉——2025年までに世界を変える』 早川書房)
- 坂田周一 (2003) 『社会福祉における資源配分の研究』 立教大学出版会
- Sandmo, A. (1999) "The Public Economics of Redistribution and the Welfare State," *Review of Population and Social Policy*, Vol8, 139-154
- Schreiner, M. (2003 "A Cost-Effectiveness Analysis of the Grameen Bank of Bangladesh," *Development Policy Review*, Vol21, No.3, 357-382
- Sen, A. K. (1985) *Commodities and Capabilities*, Amsterdam:North-Holland (= 1988, 鈴木興太郎訳『福祉の経済学』 岩波書店)
- 澁谷隆一 (2001) 『庶民金融の展開と政策対応』 日本図書センター
- 塩野谷祐一 (2006) 「経済学」 大庭健編集代表『現代倫理学辞典』 弘文堂, 222-224
- 杉江雅彦 (2005) 「中世ヨーロッパの庶民金融」『庶民金融論——消費者金融を理解するために』 萌書房, 31-61
- 武川正吾 (2009) 「福祉政策の理論と実際」 社会福祉士養成講座編集委員会『現代社会と福祉——社会福祉原論』 中央法規, 43-65
- 坪井ひろみ (2002) 「非金融プログラムとしてのグラミン銀行——センターレベル集会での借り手教育」『東アジア研究』 1号, 83-93
- (2003) 「バングラデシュ女性のエンパワメントにおける住宅の役割」『東アジア研究』 2号, 59-86
- (2006) 『グラミン銀行を知っていますか』 東洋経済新報社
- 植田浩史 (2004) 『現代日本の中小企業』 岩波書店
- Yunus, M. & A. Jolis (1997) *Vers un Monde Sans Pauvreté*, Paris : Jean-Claude Lattès (= 1998, 猪熊弘子訳『ムハマド・ユヌス自伝——貧困なき世界をめざす銀行家』 早川書房)
- (2003) *Banker to the poor : micro-lending and the battle against world poverty*, New York : Public Affairs
- Yunus, M. & K. Weber (2007) *Creating a world without poverty: social business and the future of Capitalism*, New York : Public Affairs (= 2008, 熊谷弘子訳『貧困のない世界を創る——ソーシャル・ビジネスと新しい資本主義』 早川書房)

Why Lend Money Instead of Giving Benefits?: An Examination of Muhammad Yunus's Justification of Lending and His View of Market Society

KADOSAKI Yohei

Abstract:

In this paper, I examine the basis and appropriateness of governments preferring lending instead of giving benefits for transferring resources to impoverished people and low-income earners. I aim to clarify the possibilities and limitations of lending by analyzing Muhammad Yunus's concept of microcredit. First, I analyze the merits of microcredit and the demerits of benefits according to Yunus's argument. Then, I examine his view of market society, the background of his justifications for microcredit. Yunus believes the merits of lending are that it not only saves resources compared to benefits but also promotes various activities of impoverished people and low-income earners. On the other hand, the demerits of benefits are that they often do not reach the deprived people they target, and that even if deprived people can receive the benefits, they corrupt their incentive for various activities. Thus, Yunus recommends self-employment through microcredit, because he believes there is a market that allows almost all people to be self-employed. However, despite Yunus's justification for microcredit and his view of market society, his microcredit policy has limitations in the real world, because the market does not value impoverished people's economic activities, at least in Bangladesh, where Grameen Bank originated and is active.

Keywords: benefit, lending, self-employment, view of market society, Muhammad Yunus

なぜ〈給付〉ではなく〈貸付〉をするのか？ ——Muhammad Yunus の〈貸付〉論と「市場社会」観の検討——

角 崎 洋 平

要旨：

貧困・低所得者層に対する資源移転政策として給付ではなくて貸付を実施する論拠とその妥当性について検討する。本稿は、ムハマド・ユヌスの貸付論を検証することで、貸付の可能性と限界を明らかにする。そのため第1に、ユヌスの主張に沿って貸付のメリットと給付のデメリットについて分析する。次いで、彼の貸付論の背景にある市場社会観を検証する。

ユヌスは、貸付のメリットは、貧困・低所得者の多様な活動を促進するところにあるとし、給付のデメリットは彼らの多様な活動に対する意欲を減退させてしまうところにあるとする。そのためユヌスは、貸付によって人々が自営することを推奨し、その背景にほとんどの人々が自営することを可能とする市場が存在することを想定している。

しかし、彼の貸付論と市場社会観にもかかわらず、彼の貸付と自営の推奨策には実際に限界がある。なぜなら、市場はそれのみで、多様な人々の多様な活動を評価しえないからである。

